

第216回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和2年10月30日

公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第216回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙のとおりです。

1 日時 令和2年10月5日（月）14時00分～16時00分

2 場所 オンライン方式による開催

3 議題

- 令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
- 令和元年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については下記から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_h29.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答）

1 令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況

- 法的措置事例について、報道案件以外にも消費者の生活に密接に結びついた事例も多く、しっかりと対応していただいたことに感謝する。その中でも、迅速かつ効果的な事件処理方法として確約手続の運用が開始されているが、現場で感じたメリットや、苦勞した点などを教えてほしい。
- 確約手続として、既に5件の事例があり、特に最近行った2つの確約認定については、いずれも優越的地位の濫用が疑われた事案であり、被疑行為の取りやめ等の措置に加え、対象納入業者への返金等の金銭的価値の回復という、排除措置命令ではこれまで命じられていないような措置を含んでいる。違反が疑われる行為の排除や、再発防止の観点からも十分な措置が盛り込まれ、一定の手応えを感じている。
- また、現場としては、関係人である事業者又は代理人との十分な意思疎通を図り、信頼関係等を構築していく点が苦勞する点でもあり、やりがいでもある。
- 「優越的地位濫用事件のタスクフォース」による調査では、例年50件程度のところ、令和元年度は29件と減少しているが、優越的地位にある事業者による不当な行為がなくなったわけではない。引き続き独占禁止法違反が認められる際には、厳正な対応をお願いしたい。
- 件数自体は事案ごとの審査内容によって変動するものではあるが、今後とも事案に即した対応を引き続き行ってまいりたい。
- 楽天株式会社いわゆる「共通の送料込みライン」と称する、出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入していた件について、公正取引委員会は緊急停止命令の申立てを行ったが、施策への参加を任意のものとする楽天株式会社の対応に対し、公正取引委員会は緊急停止命令を取り下げた。もっとも、施策への参加が任意でも、実態としては参加企業のみウェブ上の表示の順番が優位なものになっており、不参加企業にとっては不利益なものとなっている実態を知っておいていただきたい。
- 楽天株式会社の件については、個別事案のため具体的な回答は控えるが、調査自体は引き続き行っているところであり、頂いた御指摘を参考にしながら、適切に対応してまいりたい。
- 公正取引委員会の事件処理手続について、適用要件は限定的だが下請法の適用可能性もある中で、独占禁止法においては排除措置命令や課徴金納付命令をはじめ、警告という行政指導、それから、注意や自発的措置による終了、さらには確約手続も導入されるなど、公正取引委員会の事件処理手続において多様なツールがあると認識している。課徴金納付命令や返金の確約計画といった、金銭的支払が生じるか否かによって、違反行為者の不公平感を残さない対処が必要であると考えるが、事件処理におけるツールの使い分けの基準や考え方について教えてほしい。

→ 事件の処理ツールの選択については、個別の事件の事実関係を離れて論ずるのは難しく、違反行為や独占禁止法上の評価の結果に伴って決まるものであり、恣意的な判断がなされるものではない。

まず、優越的地位の濫用と下請法の関係だが、下請法が適用できる場合には、迅速かつ早期の被害者救済に資するため、下請法を適用して処理することとなるだろう。

次に、優越的地位の濫用の排除措置命令と確約手続について、違反が認定できれば当然排除措置命令、課徴金納付命令を行う。ただ、違反が疑われる行為については、排除措置命令等を行うよりも、早期に競争上の問題が是正されるべきで、事件が早期に終結することで被害の拡大防止を優先すべき事案については、違反の疑いがある段階から、確約手続によって迅速に処理した方が適切だと考えられる。

そして、警告はある程度調査を進めた結果、排除措置命令等を行うに至る証拠は得られなかったが、違反のおそれのある行為が認められた場合に行われる行政指導である。また、注意については、違反事実はないものの、違反につながるおそれがある行為の場合の措置である。

なお、自発的処理による終了は、調査の途中段階で被疑行為を改める措置がなされたことを踏まえて調査を打ち切るものであり、事案によって打ち切りが適当と判断されれば調査が打ち切られることもある。

2 令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

○ 昨年度は過去最高となる8,000件を超える指導件数であり、公正取引委員会と関係省庁との連携により、精力的に取り組んでいただいているが、指導件数が多くても、やはり氷山の一角にすぎない。今後も更なる精力的な指導をお願いしたい。

中小企業では、企業努力により生産性を向上させても、不利な取引価格による付加価値の目減り等の状況もうかがえる。そのため、付加価値をサプライチェーン全体でフェアに分け合うという大企業と中小企業の新たな共存共栄関係が必要である。特にコロナ禍の中、当然、親事業者も下請事業者も苦しくなっている状況で、支払遅延や減額、買ったたきが起きないよう厳正な対応を重ねてお願いしたい。

また、本年6月に商工会議所が内閣府、中小企業庁と共同し、価格・知財などの取引条件の適正化を図るパートナーシップ構築宣言が創設された。公正取引委員会におかれても、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護に向け引き続き御尽力いただきたい。

→ 下請法も大規模な書面調査を引き続き実施して、厳正な執行に努めてまいりたい。

また、中小企業、サプライチェーン全体を含む様々な取組については承知している。中小企業と大企業の共存共栄を図る観点から、中小企業庁の方でも検討を進めている中で、我々公正取引委員会としても会議などへのオブザーバーとしての参加をはじめ、他省庁とも必要な連携を取りながら、政策の遂行、厳正な法執行につき、引き続き対処してまいりたい。

3 令和元年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

○ Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合に係る企業結合審査の経済分析においては、当事会社が提出した分析を、公正取引委員会が検証する形で行われた。当事会社が行う経済分析の信頼性の評価や検証というのはどのように行うのか。また、今回のような審査のやり方を今後行うのかどうか、教えてほしい。

→ 今回の経済分析の内容については、当事会社から提出された経済分析の結果について、分析に用いたデータ、分析に用いた経済分析ソフトも確認した上で、当事会社にデータ自体を提出してもらい、当事会社が行った経済分析の再現可能性等について確認する形で公正取引委員会の方で再確認し、検証した。

本件に限らず、審査に当たっては、各事案に応じて個別に適切な経済分析について検討し、その分析に必要なデータを当事会社とのコミュニケーションを取りながら検討している。特に当事会社側にエコノミストが付いている場合、公正取引委員会が考えている経済分析の内容と、当事会社側のエコノミストが考えている経済分析の内容を照らし合わせながら、意見の一致が見られるような形に可能な限り調整しているところ。

○ デジタル・プラットフォーム事業者は、事業の範囲の概要が不透明であり、売上げのような財政的な規模だけでなく、競合する事業分野以外の事業における競争環境を左右する情報の集積という観点からも、的確な企業結合審査をお願いしたい。

→ デジタル・プラットフォーム事業者の持つデータにつき、質・量・頻度といった観点からデータの価値を評価する考え方について、企業結合ガイドラインを昨年12月に改定したところであり、Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の企業結合審査でもこの考え方に基いて審査を行っている。今後の事案においてもデータの集積という点には注意を払う必要があると考えている。

○ Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合は水平型企业結合であるが、シェアが非常に変動しやすく、従来型の水平型の企業結合の分析では限界がある印象がある。

スタートアップ企業に対する買収についても、シェアは非常に低いものの、戦略的行動、支配的事業者あるいは支配的になろうとする事業者の存在を踏まえて、企業結合審査での経済分析や審査自体が適切な結果となるかどうかは非常に難しく、様々な課題がある印象を持った。

→ 今後、事案に応じて、審査の手法、着眼点について工夫をしてまいりたい。

○ デジタル・プラットフォーム事業者の競争は特定のサービスやデバイスではなく、エコシステム全体やプラットフォーム全体で競争している。企業結合審査も特定のサービスや事業だけでなく、より複合的な観点から評価していく必要がある。

→ Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合の当事会社が申し出た措置である今後3年間の報告事項の中には、データの活用方法についても対象となっているので、引き続き当事会社の事業について複合的に注視してまいりたい。

○ Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合につき、コード決済事業の問題解消措置として、本件行為後3年間、加盟店手数料に関する事項も含めて報告することとなっている。今は加盟店手数料ゼロということだが、3年の報告期間内で当事会社から加盟店手数料を引き上げる相談があった際に、公正取引委員会としてはどう対応されるのか。

→ 有料化が直ちに独占禁止法上の問題となるものではないが、価格水準や実際に有料化した後の価格推移などの市場競争への影響という観点から、競争当局として一定の監視をしていくこととなる。

○ 地域経済の持続可能性が問題とされている状況において、企業結合審査の判断要素にどのような影響が起こり得るか。

→ 地域経済の活性化や持続可能性を確保する上で最も重要なものは競争であるという基本的考え方に変わりはないが、新型コロナウイルス感染症の影響等による企業結合の必要性といった企業側の事情も見極めながら審査を進めてまいりたい。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)